

よくある質問(子どもあんしん住まい補助金)

令和7年4月15日現在

分類	質問	回答
申請の可否	家族が購入した商品を申請したいが、できるか。	同居のご家族が購入した場合は、その方のお名前で申請することができます。(費用負担した方が申請者となります。) 同居していないご家族が購入した場合は、申請することができません。
申請の可否	以前、対象商品の購入・設置で補助を受けたことがあるが、あらたに子どもが産まれたため、追加で補助対象商品を購入した。この場合、再度補助金の申請は可能か。また、改修工事については受けていないが、改修工事について申請することは可能か。	一度申請をされて補助金を受けたことがある場合は、「対象商品の購入・設置」「改修工事」の区分に関わらず、同じ住戸で再度申請することはできません。
申請の可否	申請者が違えば(例:1回目父親、2回目母親)、同じ住宅で2回目の申請は可能か。	申請できません。(同一住宅で1回限りとなります。)
申請の可否	以前住んでいた住宅で補助を受けたが、引っ越し先の住宅でも補助は受けられるか。	申請可能です。(住宅が変われば再度の申請が可能です。)
申請の可否	帰省先の祖父母の実家や、セカンドハウスでも申請できるのか。	申請できません。(居住している住宅のみになります。)
申請の可否	購入日はいつまでのものならよいのか。	令和7年度にご申請いただく分については、令和6年12月18日から申請受付期限である令和8年2月28日までのものが申請可能です。(ただし、予算には限りがあるため、申請時点で受付を終了している場合があります。)
申請の可否	補助対象商品を購入後に補助制度を知ったが、申請できるか。	令和6年12月18日以降に購入したもので、購入日・金額等が確認できるレシートなどがあれば申請可能です。
申請の可否	改修工事について、工事着手前であれば契約日はいつでもよいのか。	契約日がいつであるかにかかわらず、工事着手前であれば申請できます。
申請の可否	乳児院や児童養護施設など、子どもが入所する施設の管理者などは申請できるか。	住宅を対象とする補助制度ですので、施設の場合は対象となりません。
申請の可否	里親で、里子と同居しているが、申請できるか。	申請できます。(申請者と子どもとの血縁関係は問いません。)
申請の可否	別居している祖父母の家で子どもが住んでいる場合は、子どもと同居していない親は申請できるのか。	一緒に住んでいない場合、親であっても申請はできません。子どもが住んでいる住宅で祖父母が申請する場合は申請していただけます。
補助対象	1階に補助錠を設置した場合、補助金の対象となるか。	対象となります。
補助対象	補助対象商品を名古屋市の店舗で購入してもよいのか。	名古屋市の店舗で購入したもので申請できます。

よくある質問(子どもあんしん住まいる補助金)

令和7年4月15日現在

分類	質問	回答
補助対象	業者への支払い際、振込手数料を負担したが、補助金の対象になるのか。	対象となりません。
申請方法	誤った記載内容で電子申請してしまったのですが、どうすれば良いか。	事務局へご連絡ください。問い合わせ窓口:子どもあんしん住まいる補助金事務局(052-485-7034) 問い合わせ時間:午前9時~午後5時30分(土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は除く) メールアドレス:kodomoanshin-smile@mtk-jp.co.jp
申請方法	改修工事に係る交付申請をしたが、事務局より申請内容の修正を求められ、申請が差し戻された。再申請はいつまですればよいか。	再申請についても令和8年2月28日までに行っていただく必要があります。また、再申請時点で、既に予算の上限に達している場合、補助を受けることができなくなりますので、再申請は速やかに行ってください。
申請方法	まずは商品を購入し、その後改修工事も申請したいときはどうすればよいか	商品購入のレシート等を保管しておいていただき、改修工事と同時(同日)に申請をお願いします。(ただし、予算には限りがあるため、申請時点で受付を終了している場合があります。)
申請方法	補助対象商品をそれぞれ別の日や、別の店で購入しているが、申請はどうすればよいか。別々に申請できるのか。	申請は1回限りなので、まとめて申請してください。
申請方法	申請は1回限りとなっているが、購入予定時期が異なる場合はどうしたらよいか。	購入したレシートを取っておいていただき、別の日(別の店)ですべて購入・設置が終わった段階でまとめて申請してください。(ただし、予算には限りがあるため、申請時点で受付が終了している場合があります。)
申請方法	既にお子さんもいる妊婦の場合は、子どもの氏名欄はどのように書けばよいか。	最年少のお子さんの氏名を申請欄にご記入ください。
申請方法	紙で申請したいが、申請用紙はどこでもらえるか。	名古屋市住宅都市局住宅企画課の窓口でお渡ししております。 なお、市公式ウェブサイト内、下部「各種様式」または専用ウェブサイト内「申請フォーム・申請時の添付書類」から紙申請用紙を表示し、印刷いただくことも可能です。
申請方法	対象商品の購入・設置と改修工事の申請は同時に行うとあるが、同時とは何か。	原則同じ日に申請してください。電子申請の手続き中に日付をまたいでしまった等やむを得ない事情がある場合は、事務局へご連絡ください。問合せ窓口:子どもあんしん住まいる補助金事務局(052-485-7034) 問い合わせ時間:午前9時~午後5時30分(土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は除く) メールアドレス:kodomoanshin-smile@mtk-jp.co.jp

よくある質問(子どもあんしん住まいる補助金)

令和7年4月15日現在

分類	質問	回答
申請方法	代金の支払い時にポイントやクーポン、金チャチマネーなどの商品券を使用した場合、補助額はどうか。	ポイント・クーポン・商品券利用分を購入費等から差し引いた実際の負担額で補助額の決定がされます。なお、ポイント・クーポン・商品券使用の有無は領収書等の添付資料より確認いたします。
ネット購入	インターネットで購入したものでも良いか。	添付書類として、対象商品の購入代金と、代金の支払いをしたことが分かる書類が必要となりますので、領収証画面のスクリーンショット等を添付していただければ申請可能です。送料や、ポイント・クーポン等の利用分を除いた費用が補助対象となりますので、それらの金額が分かるものを添付してください。
ネット購入	申請額の入力(申請額の記載)時の申請額の計算方法は？	<p>まず、各メニュー単位で購入価格(または工事費)×補助率1/2の計算(百円未満切り捨て)とメニューごとの上限を比較し金額が低い方を各メニューの申請額欄に記入します。各メニューの申請額の合計金額(20万円を超える場合は20万円)を申請額合計の欄に記入してください。</p> <p>「対象商品の購入・設置」と「改修工事」を両方とも申請する場合で、すべてのメニューの申請額の合計が20万円を超える場合は、「対象商品の購入・設置」の申請額合計欄と「改修工事」申請額欄の合計が20万円になるよう記入をお願いします。</p> <p>例えば、「対象商品の購入・設置」の各メニューの申請額の合計金額が22,000円、「改修工事」の各メニューの申請額の合計が190,000円の場合、「対象商品の購入・設置」の申請額合計欄に22,000円を、「改修工事」の申請額合計欄に178,000円を記入いただく等、合計で20万円となるよう記入をお願いします。</p>
ネット購入	ネット購入時に、補助錠(税込600円を5個)及びチャイルドゲート(税込8,000円を2箇所分)と一緒に補助金の対象とならない商品(税込2,000円を1個)を購入した。購入の際に、ポイントを利用し4,000円の割引を受けたが、申請額はいくらになるか。	<p>購入時にポイント等を利用し割引を受けた場合は、割引対象となる商品が明細等に明示されている場合を除き、補助対象外の商品から割引分を控除します。また、補助対象外の商品に割引を適用して、なお余る割引額については、対象商品のうち購入価格の1/2がメニューごとの上限額を超えているものから優先して割引を適用して申請額を計算します。</p> <p>事例の場合、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①まず補助対象外の商品2,000円より割引を適用します(なお残る割引額2,000円)。 ②チャイルドゲート1箇所あたりの購入価格の1/2(4,000円)が上限額(3,000円/箇所)を超えているのに対し、補助錠の購入価格の1/2(1,500円)は上限額(3,000円/申請)を超えていないため、なお残る割引額2,000円はチャイルドゲートの購入価格から控除します。 ③補助錠の購入価格欄には3,000円(600円×5個)を記入し、チャイルドゲートの購入価格欄には14,000円(8,000円×2箇所分-割引2,000円)を記入します。 ④補助錠の申請額欄には1,500円(3,000円×1/2)を記入し、チャイルドゲートの申請額欄には6,000円(上限額3,000円×2箇所)を記入します(電子申請の場合は自動計算)。

よくある質問(子どもあんしん住まいの補助金)

令和7年4月15日現在

分類	質問	回答
必須条件	すべての開口部に転落防止対策が実施されているとは、どういう状態をいうのか。	バルコニーへ出入りする窓等や子どもの転落の危険性のあるすべての窓について、以下の転落防止対策が実施された状態をいいます。なお、設置にあたっては、子どもの手の届かない場所へ設置するか、子どもが容易に操作できないタイプの商品を設置する必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ダイヤル式クレセント錠又は鍵付きクレセント錠の設置 ・子どもの手の届かない場所への補助錠・開口制限ストッパー等の設置 ・子どもが容易に操作できない補助錠・開口制限ストッパー等の設置 ・転落防止手すりの設置
必須条件	開口部とは、どこが対象となるのか。	バルコニーへ出入りする窓やドア、子どもの転落の危険性のある窓を指します。よって玄関ドア、換気のための小窓や可動範囲が限られていて転落の可能性がない窓への対策は補助金申請のための必須条件ではありません。なお、任意で、補助錠等を購入し玄関ドア等に設置した場合は、補助対象として申請いただくことは可能です。
必須条件	家の窓に、初めからクレセント錠以外に開口制限できる機能が付いているが、それで対策済と考えてよいか。	比較的新しい住宅では、窓に初めから防犯用の開口制限機能が付いていることが多いですが、それが子どもの手の届く場所(窓枠の下部等)にあり、かつ、簡単に操作できるタイプの場合は、子どもの転落防止対策のための開口部制限とは認められません。その場合は、補助錠等による開口制限の実施をお願いします。
必須条件	必須条件となる転落防止対策(補助錠やストッパー等)は、いつまで設置していないといけないのか。	補助の条件として設置期間は定めていませんが、お子様の安全を確保するのに必要な期間中は、継続して設置していただくようお願いします。
鍵付きクレセント錠の設置工事	ダイヤル式クレセント錠や鍵付きクレセント錠の設置工事を購入店舗に頼んだが、その工事費は申請できるのか。	「改修工事」として申請していただいた場合は工事費も補助対象となります。ただし、「対象商品の購入・設置」として申請された場合は、設置にかかる費用(工事費)を対象とすることはできませんのでご注意ください。また「改修工事」の場合、必ず工事着手前に申請し、補助金の交付の決定を受けてから工事を開始してください。
補助錠・開口制限ストッパー	補助錠・開口制限ストッパーとは、どのようなものが対象となるのか。	お子様が窓等を開けて外へ出ることが可能な開口部に制限をかけることで、お子様が外に出ることを防止する商品が対象となります。
補助錠・開口制限ストッパー	子どもの手の届かない場所への設置とは、どこならよいか。	窓枠の上部等を想定しておりますが、お子様の成長度合いに応じて手の届かない場所へ設置するものであれば問題ありません。
補助錠・開口制限ストッパー	子どもが容易に操作できないタイプの商品とは、どのようなものか。	補助錠等で、設置した補助錠を取り外しにくくする機能が付いたものを言います。具体的には、つまみ部分が取り外せるようになっている商品や、取り外しに鍵などが必要なものがあります。

よくある質問(子どもあんしん住まい補助金)

令和7年4月15日現在

分類	質問	回答
チャイルドゲート	チャイルドゲートは据え置き型のタイプでも補助対象になるのか。また、ベビーサークルのようなものも対象となるのか。	ネジ止めで固定するタイプ、突っ張り式で固定するタイプのほか、据え置き型のものも対象となります。また、ベビーサークルについても、子どもの危険箇所への侵入を防止することを目的としていること等が、商品説明等にあるものについては対象となります。
コンロ	コンロは、ビルトインタイプも対象となるのか。その場合、設置工事費は対象となるのか。	ビルトインコンロも補助対象となりますが、補助対象は商品の購入費用に限り、設置工事費は対象外となります。なお、コンロの設置費に対して別に国の補助金を受けている場合には、名古屋市の補助金は申請できません。
指挟み込み防止商品	指挟み込み防止商品とは、どのようなものが対象となるのか。	指挟みや指詰めによる事故防止の観点が盛り込まれた商品であれば対象となります。申請の際に、商品名や写真だけではその内容が分かりにくい場合には、製品説明等の書かれた部分の写真を添付していただくようお願いします。
転落防止手すり	転落防止手すりの設置について、設置するのは窓の内側でも外側でもいいのか。	転落防止を目的に設置するものであり、物理的に転落できない状態にするための商品であれば補助対象となり、設置部位は問いません。
転落防止手すり	転落防止手すりの設置について、窓枠にはめて窓が開閉しないようはめ殺しするようなものを自分で設置する場合は対象にならないのか	工事を伴うものでない場合は、開口制限ストッパーで申請していただき、工事業者による工事を伴う場合は転落防止手すりの工事として申請してください。
バルコニー室外機への柵設置	バルコニー内のエアコン室外機への柵等の設置について、建築確認申請が必要になるのはどういった場合か。	新築時の建築確認申請の際に、バルコニー部分を床面積に算入していなかった場合、室外機を柵で囲ってしまうと床面積に算入しなければならないため、新たに建築確認申請が必要になるものと考えております。
バルコニー室外機への柵設置	バルコニー内のエアコン室外機への柵等の設置について、60cmを開けないといけないのはなぜか。	集合住宅の場合、火災時などに避難経路を確保する必要があることから、柵からバルコニー手すり・隔壁までの距離を60センチ以上確保する必要があります。(戸建て住宅の場合は必要ありません。)
バルコニー室外機への柵設置	バルコニー内のエアコン室外機への柵等の設置について、柵を置くだけのものでも対象となるか。	固定する必要がありますので、柵を置くだけのものは対象になりません。
クッション床への改修	クッション床への改修工事は、どういう床材であれば対象となるのか。	見積書等に記載された商品名や説明に「クッション床」「クッションフロア」という表記または「クッション床」「クッションフロア」と同等品であるとの説明が入っていれば対象となります。
クッション床への改修	畳からクッション床への改修を行いたいけど補助の対象となるか。	対象となりません。
クッション床への改修	クッション床への改修工事は、ホームセンターで買ったものを置くだけでも対象となるのか。	フローリング・サニタリーフロア・フロアタイルをクッション床に改修する工事を対象としておりますので、固定をしないものは対象外となります。また、固定を行う場合であっても、ご自身で作業を行い、工事費用が発生しないものは対象外となります。

よくある質問(子どもあんしん住まい補助金)

令和7年4月15日現在

分類	質問	回答
改修工事全般	「改修工事」に該当するかどうかの判断基準は。	工業者に発注し、工事費用が発生するもので、物を置くだけでなく固定されていることが必要になります。
改修工事全般	転落防止手すり等をDIYで設置する場合は対象にならないのか。	設置にあたっての安全性を担保する観点から、ご自身で設置した場合は対象になりません。
改修工事全般	補助金の対象とならないリフォームも実施する予定であり、見積書には補助対象となる転落防止手すりの設置工事以外の経費も計上されている。また見積書には、共通の経費として、交通費等が計上されているが、どこまで補助金の対象となるのか。	補助対象メニューに該当する工事費のみ補助金の対象となります。また、交通費等の共通の経費については、補助対象となる改修工事分の経費が見積書等で明確になっている場合、補助金の対象となります。事例の場合、交通費等を補助対象となる転落防止手すりの設置工事費と対象外のリフォーム工事費で按分する等により、転落防止手すりの設置工事に対応する交通費等を計算し、記載した見積書等をご提出していただくことで、補助金の対象とすることが可能です。
添付書類	レシートの内容は、何が分かればよいのか。 レシートに支払った者の名前はなくてもよいのか。	対象商品の購入金額と購入日、代金を支払ったことが分かるものが必要です。支払った方の名前までレシートに記載されている必要はありませんが、この補助金は申請者が代金を負担していることが必要であり、そのことについては申請時にご誓約いただきます。
添付書類	補助対象商品と一緒に他のものも購入した領収書等を添付書類としてよいのか。	領収書等の明細から、補助対象商品単体の購入価格が分かるようであれば、添付書類としてお使いいただけます。必要に応じて、対象商品がわかるように補記したものを添付してください。
添付書類	改修工事を行う場合の工事の実施前の施行場所がわかる写真は、どのような写真であればよいのか。	工事の前後の写真で施工内容の確認をするため、施工予定の箇所の写真であれば結構です。
添付書類	DV被害をうけて避難されている方等で公的証明書の住所と実際の住所が異なる場合は申請できないのか。	実際の住所が名古屋市にある方は申請していただけます。手続きの詳細は、名古屋市住宅都市局住宅企画課(972-2942)へご相談ください。
添付書類	レシートの写真は、全体を写す必要があるか。または、補助対象商品の部分だけでよいのか。	原則レシート全体の写真の添付をお願いします。レシート全体を撮影すると、記載内容が不鮮明となる場合は、複数枚に分けて撮影し添付をお願いします。
支払	補助金は口座振込しかできないのか。	申請者名義の口座振込に限ります。

よくある質問(子どもあんしん住まいの補助金)

令和7年4月15日現在

分類	質問	回答
その他	交付された補助金は課税所得となるか。	補助金は一時所得に該当するため、他の一時所得とあわせて一定額以上となる場合は、申告が必要です。ただし、本補助金のうち改修費補助については、所得税法第42条第項(国庫補助金等)に該当し、所定の手続きにより所得の算入から除外できる場合があります。詳しくは、税務署等にご確認ください。
その他	補助を受けて購入した商品はいつまで設置しなければならないか。	対象商品の購入・設置について、補助の条件として設置期間は定めていませんが、お子様の安全を確保するのに必要な期間中は、継続して設置していただくようお願いします。